

愛知県立大学教員等人事手続規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知県立大学における教員及び助手（愛知県公立大学法人教職員就業規則第2条第2項に規定する教員及び同条第1項に規定する助手をいう。以下「教員等」という。）並びに外国人教員（愛知県公立大学法人外国人就業規則第2条第1項に規定する教員）の採用、昇任、再任、降任、配置換、兼務、休職、解雇、懲戒、訓戒（降任、配置換、兼務及び休職に関しては当事者の意に反する場合とする）の手続について必要な事項を定めるものとする。

(採用の手続)

第2条 教員等の採用の手続は、学部長が愛知県立大学人事委員会規程に定める愛知県立大学人事委員会（以下「人事委員会」という。）に要望を行うことにより開始する。ただし、学部に所属しない教員の採用手続は、学長が発議することにより開始する。

- 2 前項の要望または発議があった場合、人事委員会は、中期目標・中期計画の内容、経営審議会の方針及び関係の諸規程を考慮に入れて、募集手続の開始の是非及び募集内容について検討を行う。
- 3 人事委員会は、学長又は学部長から提示された募集内容について補正を求めることができる。
- 4 人事委員会が募集を承認した場合、関係の学部長は、候補者の業績及び能力の審査手続を開始し、その審査結果を人事委員会に報告する。ただし、学長から第1項の発議があった場合、関係の部局長がこれを行う。
- 5 人事委員会は、前項の報告内容について審査し、採用の是非を学長に勧告する。
- 6 学長は、前項の勧告を教育研究審議会に諮った上で、採用の是非を決定する。
- 7 学長は、その決定内容を理事長に申出る。

(昇任の手続)

第3条 教員等の昇任の手続は、学部長が人事委員会に要望を行うことにより開始する。

- 2 学部長から前項の要望があった場合、人事委員会は、中期目標・中期計画の内容、経営審議会の方針及び関係の諸規程を考慮に入れて、要望の是非について検討を行う。
- 3 人事委員会は、その検討結果を関係の学部長に報告する。
- 4 人事委員会が学部長の要望を認めた場合、関係の学部長は、候補者の業績及び能力の審査手続を開始し、その審査結果を人事委員会に報告する。
- 5 人事委員会は、前項の報告内容について審査し、昇任の可否を学長に勧告する。
- 6 学長は、前項の勧告を教育研究審議会に諮った上で、昇任の可否を決定する。
- 7 学長は、その決定内容を理事長に申出る。

(再任の手続)

第4条 教員等の再任の手続は、学部長が人事委員会に要望を行うことにより開始する。

- 2 学部長から前項の要望があった場合、人事委員会は、中期目標・中期計画の内容、経営審議会の方針及び関係の諸規程を考慮に入れて、要望の是非について検討を行う。
- 3 人事委員会は、その検討結果を関係の学部長に報告する。
- 4 人事委員会が学部長の要望を認めた場合、関係の学部長は、候補者の業績及び能力の審査手続を開始し、その審査結果を人事委員会に報告する。
- 5 人事委員会は、前項の報告内容について審査し、再任の可否を学長に勧告する。
- 6 学長は、前項の勧告を教育研究審議会に諮った上で、再任の可否を決定する。
- 7 学長は、その決定内容を理事長に申出る。

(降任、配置換、兼務、休職、解雇、懲戒、訓戒)

第5条 人事委員会の委員は、降任、配置換、兼務、休職、解雇、懲戒及び訓戒を人事委員会に発議することができる。

- 2 前項の発議があった場合、人事委員会は、愛知県公立大学法人教員等人事手続規程第4条の手続に従い、審査を行う。
- 3 人事委員会は、その審査結果を学長に勧告する。
- 4 学長は、関係の学部長の意見を聴取した上で、執るべき措置を教育研究審議会に提案する。
- 5 教育研究審議会は、教育研究審議会審査規程に基づき、学長の提案を審議する。
- 6 学長は、教育研究審議会の審議結果に基づいて措置を決定する。
- 7 学長は、その措置内容を理事長に申出る。

(大学院)

第6条 大学院研究科が第2条から第5条に定める手続を行う必要がある場合、これらの規定における学部長を研究科長に読み替えるものとする。

(意見陳述の機会)

第7条 人事委員会は、第4条及び第5条に定める手続において、当事者に意見陳述の機会を与えなければならない。

- 2 教育研究審議会は、第4条及び第5条に定める手続において、当事者に意見陳述の機会を与えることができる。
- 3 当事者は、補佐人を伴うことができる。

(不服申立て)

第8条 理事長は、第4条に基づく再任拒否及び第5条に基づく不利益処分を行う場合、その事由を記載した文書を交付しなければならない。

- 2 前項の文書を受領した教員等は、学長に対して不服申立てを行うことができる。
- 3 不服申立ての手續等に関しては、別に定める。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年8月6日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。